

## seedApp 広告主利用規約

seedApp 広告主利用規約（以下、「本規約」という）は株式会社ファンコミュニケーションズ（以下「当社」という）と、当社の提供する seedApp 広告主サービス（以下、「本サービス」という）に関して、本文に定義する広告主との間の関係を規律するものである。

### 第1条 （用語の定義）

本契約において使用される用語の定義は、文脈上特段の意味を有するものと解釈されない限り、以下の通りとする

1. 広告主、広告主サイト、広告主アプリ、広告主サイト等  
当社と当社指定の申込方法により、seedApp 広告主利用契約（以下「本契約」という）を締結して、自己の運営する、商品やサービスを提供するウェブサイト又はアプリケーションに、ネットワークを利用してユーザーを誘導することを希望する者を広告主といい、広告主の運営するサイトを広告主サイトといい、広告主が管理・運営するアプリケーションを広告主アプリという。広告主サイト及び広告主アプリを総称して、広告主サイト等という。
2. メディアパートナー、メディアサイト、メディアアプリ、メディアサイト等  
メディアパートナーとは、当社所定の契約又は規約による利用契約を締結し、自己の管理・運営するウェブサイト又はアプリケーションからネットワークを利用して、ユーザーを広告主サイト等へ誘導し、報酬を得ようとする者（当社が自ら左の行為をおこなう場合を含む）をいう。メディアサイトとはメディアパートナーが管理・運営するウェブサイトをいい、メディアアプリとはメディアパートナーが管理・運営するアプリケーションをいう。メディアサイト及びメディアアプリを総称して、メディアサイト等という。
3. ユーザー  
ユーザーとは、メディアサイト等を閲覧・利用し、メディアサイト等上の広告コンテンツ等を通じて広告主サイト等へ移動・移動しようとする者を意味し、当該移動の手段としてボット、メタスパイダー、マクロプログラム又はインターネットにおいて使用される他の自動化された人為的手段を用いない者をいう。
4. 広告枠、広告コンテンツ等  
広告枠とは、メディアサイト等上において、当社が運営・管理する配信システムにより配信される広告コンテンツ又は広告コンテンツ内の広告主サイト等へのリンクを表示するスペースをいう。広告コンテンツ又は広告コンテンツ内の広告主サイト等へのリンクを総称して、広告コンテンツ等という。
5. 報酬、グロス単価  
報酬とは、ユーザーが広告コンテンツ等をクリックし広告主サイト等又はダウンロードサイト等へ遷移すること、ユーザーが広告主アプリをインストールしその後起動すること又は売上等を条件に、当社がメディアパートナーに対して支払う対価をいい、1インストール後広告主アプリを起動させたことにつき発生する報酬と当社への手数料（コミッション）を合算した単価をグロス単価（消費税相当額を含まない）という。
6. 売上、成功結果  
ユーザーによる商品やサービスの購入等広告主が定める条件を売上といい、ユーザーによる売上の成就を成功結果という。
7. クリック課金型プログラム代行サービス  
クリック課金型プログラム代行サービスとは、メディアパートナーの提供するメディアサイト等を利用するユーザーに対し、メディアサイト等上の広告枠において当社より配信される広告コンテンツ等を表示させ、ユーザーによる広告コンテンツ等のクリックの結果、ユーザーが広告主サイト等へ遷移したことに對して、広告主が当社に対して対価を支払い、当社が報酬をメディアパートナーに対して支払うサービスをいう。
8. 売上課金型プログラム代行サービス  
売上課金型プログラム代行サービスとは、売上の成就を条件として、広告主が当社に対して対価を支払い、当社がメディアパートナーに対して報酬を支払うサービスをいう。
9. インストール課金型プログラム代行サービス  
インストール課金型プログラム代行サービスとは、メディア会員の提供するメディアを利用するユーザーに対し、メディア上の広告枠において当社より配信される広告コンテンツ等を表示させ、ユーザーが広告コンテンツ等を介して広告主アプリへ遷移し広告主の提供するアプリケーションをインストールし、その後起動したことを条件として、広告主が当社に対して対価を支払い、当社が報酬をメディア会員に対して支払うサービスをいう。
10. ダウンロードサイト等・プラットフォーム提供者等  
ダウンロードサイト等とは、広告主アプリの紹介、ダウンロードをユーザーやその他利用者に提供する、アプリケーションが参加するプラットフォームの提供者及び当社が指定するその他第三者のサイト又はアプリケーションをいう。なお、当該提供者及び第三者をプラットフォーム提供者等という。

#### 1.1. 本サービス

当社がインターネットを通じて提供するクリック課金型プログラム代行サービス、売上課金型プログラム代行サービス、インストール課金型プログラム代行サービス及びこれらのネットワークをいう。

### 第2条 (申込と承諾)

1. 広告主になろうとするものは、次の事項についてすべて承諾したうえで、当社指定の申込方法により申込をするものとする。また、当社に対して申し込みを行った場合は、次の事項についてすべて承諾したものとみなす。
  - (1) 当社が定める広告主契約基準に基づき、当社が申し込みを承諾しない場合があること。また、当社が申し込みを承諾しない場合において、当社は広告主に対して、その内容・根拠の説明を行わないこと
  - (2) 当社が定める広告主契約基準等に基づき、当社が申し込みを承諾する場合であっても、当社は、当該承諾により、広告主が提供する商品・サービス、及びこれらの広告について、適法性、非侵害性、目的適合性等の一切の保証を行わないこと
  - (3) 当社は、当社の自由裁量において、広告主の商品、サービス、広告主アプリを、監督官庁その他行政機関に対して照会することに異議を述べないこと
2. 当社が申込内容を審査し、申込を承諾した時点から本契約は成立し効力を生じる。なお、申込の承諾とは当社が広告主に対してログインIDをメールにて発信した時点をいう。

### 第3条 (保証金)

1. 当社は、広告主に対し、当社の裁量により、保証金を請求することができる。
2. 当社は、本契約が終了した時点で、保証金から広告主の未払いの債務を差引いて当該広告主に返還するものとする。なお、保証金は無利息とする。
3. 当社は、本サービス利用開始後においても、広告主に対し、取引の度合いに応じて保証金又は保証金の増額、あるいは本規約第10条に定める支払い方法に関し当社提携先との料金集金契約の締結を要求することができるものとする。
4. 前項の要求にもかかわらず、広告主が当社の要請に基づく保証金の支払・増額に応じない場合、あるいは広告主の信用上の理由より当社提携先との料金集金契約が締結されなかった場合、当社は本規約に従い、本契約を解除することができる。

### 第4条 (サービスの内容)

当社は、当社が開発し、管理・運営する配信システムに基づき、メディアサイト等の広告枠に対して広告コンテンツ等を配信し、本サービス及び本サービスを利用したサービスを広告主・メディアパートナー及びユーザーが利用できるようにする。当社は、本サービス提供のため広告コンテンツ等のデータベース及びその他の設備の運営、維持及び管理に必要な一切の業務を行うものとする。

### 第5条 (承諾事項)

広告主は、次に定める事項をすべて承諾するものとする。

1. メディアサイト等において広告主の広告コンテンツ等が表示される頻度については、当社が定める基準により決定されるものとし、広告主は広告コンテンツ等が表示される頻度について一切の異議を述べないこと。
2. 本サービス上クリック数、インストール後の広告主アプリ起動数及び売上数の計測結果は、当社の測定方法により算出し、当該計測結果に基づき報酬を算出すること。

### 第6条 (プログラム内容の申請及び広告主アプリの設定)

1. 広告主は、当社ウェブ上の広告主専用のページ（以下、「管理画面」という）上において、アプリケーションの名称、ダウンロードサイト等におけるURL、広告主アプリの説明、配信期間、クリック単価、グロス単価及び上限予算等プログラムの内容（以下、総じて「プログラム内容」という）を定めて申請をしなければならない。また、広告主は、プログラム開始後にプログラム内容の変更を希望する場合は、管理画面にて申請しなければならない。当社は、その裁量により、新規に申請された、又は変更を希望するプログラム内容につき審査をし、審査合格後に当該プログラム内容にて本サービスの提供を開始するものとする。
2. 広告主は、広告主アプリにつき、広告の配信及びインストール後の起動数その他情報の計測のために、前項に定める本サービスの提供を開始する時又はそれ以前に当社が指定する必要な設定を行わなければならない。

### 第7条 (配信方法、配信期間、クリック・インストール後広告主アプリ起動・売上単価)

1. 広告主は、プログラム内容の申請とは別に、管理画面上において、広告コンテンツ等の配信方法をクリック課金型、インストール課金型又は売上課金型のいずれか、若しくは併用について選択し、決定しなければならない。

2. 広告主は、広告コンテンツ等の配信期間、クリック・インストール後広告主アプリ起動・売上等単価（消費税相当額を含まない）を決定し、管理画面において、入力・設定しなければならない。
3. 広告主は、広告コンテンツ等を当社に申請し、当社が広告コンテンツ等の内容を審査し、審査合格後に本サービス上に登録を行うものとする。

#### 第8条 (クリック、及びインストール課金型における利用料金の発生・計算)

1. 本サービスにおけるクリック課金型の利用料金は、ユーザーがメディアサイト等上で広告コンテンツ等をクリックされたことにより、広告主が定めたクリック単価を基準として発生する。なお、各課金料金は消費税相当額を含まない。
2. 本サービスにおけるインストール課金型の利用料金は、ユーザーがメディアアプリ上の広告コンテンツを介してダウンロードサイト等へ遷移し広告主アプリをインストールしその後広告主アプリを起動したことを本サービスのシステムにおいて計測することにより、広告主が定めたグロス単価を基準として発生する。なお、グロス単価のうち当社が受領すべき手数料（コミッション）の料率については、当社の裁量において定めるものとし、また、当該手数料の料率について、当社は広告主に対して開示することを要しないものとする。
3. クリック及びインストール課金型の利用料金の計算方法は次の通りとする。

##### 【クリック課金型における計算方法】

広告主が設定したクリック単価に対し、当社が計測したメディアサイト等上における広告コンテンツ等のクリック回数を乗じた金額

##### 【インストール課金型における計算方法】

広告主が設定したグロス単価に対し、当社が計測したメディアサイト等を介して広告主アプリがインストールされその後広告主アプリが起動された回数に乗じた金額。

4. 広告主及び当社は、明らかな計算上若しくは技術上の過失がある場合又は不正クリック・不正インストール等、当社が除外すべきクリック・インストール・広告主アプリの起動と判断した場合を除き、当社の測定方法により計測されたクリック数又は、インストール後の広告主アプリ起動数を正当な回数であるとみなす。
5. 広告主は、各課金料金が発生した時点より、当社に対して第10条に定める本サービス利用料金を支払う義務を負うものとする。

#### 第9条 (売上課金型における成功結果の承認、報酬の確定)

1. 本サービスにおける売上課金型の場合には、広告主は、成功結果のあった日より30日以内に当社WEB上の各種注文確定処理ページにて、個々の成功結果を確定又はキャンセルしなければならない。なお、各種注文確定処理ページにおいて何らかの原因により成功結果が反映されなかった場合であったとしても、当社又はメディアパートナーより成功結果を特定するに足る情報の提示を受けた場合は、これを成功結果として取り扱い、当該成功結果を確定又はキャンセルしなければならない。
2. 広告主は当社が認めた場合に限り本条第1項の成功結果承認までの期間を別途定めることができるが、広告主は期間変更していることをメディアパートナーに対し周知させなくてはならない。
3. 広告主は本条第1項又は第2項の成功結果承認までの期間に、成功結果の確定又はキャンセルを行わなかった場合、成功結果が自動的に確定されることを承諾するものとする。
4. 広告主は、成功結果が広告主の定める報酬の決定方法を満たした場合には、成功結果を確定しなければならない。成功結果の確定により、広告主は当社に対して成果報酬相当分の支払義務を負い、成功結果の確定は、いかなる理由があっても取消・撤回をすることができない。また、本条第1項に定める個々の成功結果の確定又はキャンセル処理を、当社が広告主に代わって行った場合は、広告主は、速やかにその処理を管理画面上で確認するものとし、当該確定処理に変更の必要がある場合は、確定の日から3営業日以内に当社に通知しなければならないが、当該期日までに通知がない場合には広告主は当該確定処理を承諾したものとみなす。なお、本項の定めは、本条第5項の場合も同様とする。
5. メディアパートナーが「seedApp メディアパートナー利用規約」に基づき退会等となり、報酬の没収又は返還が生じた場合にも、本条各項は適用され、広告主は当社に報酬を支払うものとし、広告主に対する返還は行わないものとする。

#### 第10条 (本サービス利用料金の支払方法)

1. 当社は、本サービスの初期費用を設定することができる。その場合、広告主は、当社が指定する期日までに当該初期費用を当社指定の預金口座に振込む方法により支払わなければならない。なお、当社は、広告主が当該期日までに当該初期費用を支払わない場合は、本サービスの提供を中止し、又は本契約を解約することができる。
2. 当社は、毎月末日を締日として、本サービス利用料金 [各課金料金・申込書記載の各課金料金に対する手数料 (seedApp コミッション)・消費税相当額 (いずれも前月分)] を集計して、翌月10日までに広告主に対する請求書を発行し、広告主

は、翌月末日までに当社指定の預金口座に上記利用代金を振込む方法により支払わなければならない。なお、振込手数料は広告主負担とする。

3. 本サービス利用料金の支払日である翌月末日が金融機関の休日にあたる場合は、翌月末日の前営業日を支払い日とする。
4. 当社は、メディアパートナーが当社指定の契約又は規約に基づき退会等となり、報酬の没収又は返還が生じた場合にも、広告主は当社に対し本サービス利用料金を支払うものとする。広告主から支払を受けた本サービス利用料金及びメディアパートナーより返還又は没収した報酬については、広告主に対する返還を行わないものとする。

#### 第11条 (広告主の遵守事項)

1. 広告主は、本サービスを利用するにあたり以下各号に定める事項を行ってはならず、当社からは是正の要請のあった場合には、すみやかに応じなければならないものとし、一定期間経過後も是正又は解決が図れていない場合には、第21条に従い本契約を解除することができるものとする。
  - (1) アダルトサイト、アダルトバナーを掲載している広告主サイト・広告主アプリ、暴力・虐待を推奨する広告主サイト・広告主アプリ、人種差別を推奨する広告主サイト・広告主アプリ、その他、公序良俗に反する、又は法令（医薬品医療機器等法、金融商品取引法、景品表示法、出会い系サイト規制法等をさすがこれらに限られない）に違反するなど、当社が本サービス上不適当と判断する広告主サイト・広告主アプリの運営
  - (2) 当社に対して虚偽の情報を申述すること、あるいは本サービスに対して虚偽の情報を提供すること
  - (3) 法人でないものが本サービスを利用すること
  - (4) 18才未満の者を担当者とすること
  - (5) 当社メディアパートナーを、本サービス類似の他のサービスへ勧誘する行為、当社メディアパートナーに対し本サービス類似の広告の直接取扱又は直接報酬等の授受をすることを目的として直接連絡する行為（本号に該当する行為を行った広告主は、当該行為の対象となった当社メディアパートナー数に1,000円を乗じた金額を違約金として当社に支払うものとする。ただし、当社に発生した損害額が違約金を上回る場合は、広告主は当該損害額を支払うものとする）
  - (6) 他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他法律上の権利を侵害する行為
  - (7) 商品・サービス・広告主アプリの利用者（ユーザーを含み、以下、同様とする）の許諾を得ることなく、又は、利用者が認識しうる商品・サービス・広告主アプリの使用・利用・動作に必要な範囲を超えて、パソコンや携帯電話・スマートフォン等の情報処理端末から端末情報、個人情報その他の情報について読み取り・書き込み・受発信・取得等し、又は当該端末における設定の追加・変更等の操作・動作を行い、又は第三者への開示等を行うこと。また、これらの行為に該当すると疑われる行為
  - (8) ダウンロードサイト等のうち、アプリを動作させるためのオペレーションシステム提供者が管理・運営するアプリケーションストアにおいて、配信が認められていない広告主アプリを運営・提供すること（但し、当社が特別に認めた場合を除く）
  - (9) 広告主アプリを動作させるためのオペレーションシステム所定の規約・規定・条件に違反すること
  - (10) プラットフォーム提供者等所定の規約その他の条件に違反すること
  - (11) 上記各号に該当するおそれのある行為
  - (12) 本契約の各条項に違反すること
2. 前項第1号にかかわらず、アダルトサイト・アプリ、アダルトサイト・アプリへのリンクやアダルトバナーを掲載している広告主サイト等を運営している広告主に関しては、当社が特別に認めた場合に限り、当社が別途定める条件等を遵守の上、本サービスを利用することができるものとする。

#### 第12条 (反社会的勢力との絶縁の保証)

1. 広告主は、自己又は自己の役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者に該当しないことを保証する。
2. 自己が、反社会的勢力と次のいずれかに該当しないことを保証する。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用していると認められること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供する等の関与をしていると認められること
  - (5) その他役員など又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
3. 広告主は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしないことを保証する。
  - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を棄損し、または業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 当社は、広告主が前各項に違反した場合、相手方に催告をすることなく、本契約を解除することができるものとし、当該解除により広告主に損害が生じたときであっても、なんら賠償ないし保証をすることを要しないものとする。また、本条各項に基づく解除により、当社に損害が発生した場合は、広告主はその損害を賠償するものとする。

#### 第13条 (IDとパスワードの管理)

広告主は、当社が付与したID及びパスワードを、自己の責任のもとに厳重に管理するものとする。万一、その管理を怠ったために損害が発生した場合は、広告主の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものとする。

#### 第14条 (成功結果等の管理)

1. 広告主は、常に、当社ウェブ上の広告主専用の管理ページにアクセスし、クリック数・インストール後の広告主アプリ起動数・成功結果（以下、成功結果等）という。）に関するデータを管理する義務を負い、メディアパートナー等による不正な行為を発見した場合、直ちに当社に報告しなければならない。
2. 広告主が、成功結果等に関するデータの管理・不正な行為の報告を怠ったことに起因する損害一切は広告主の負担とし、メディアパートナーとのトラブルに関しては、広告主が解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとする。
3. 広告主は、成功結果等の確定又はキャンセルを行った根拠となる事実に関する記録を保管し、当社より請求を受けたときは、当社に対し当該記録その他当社の要求する書面を示して説明又は報告しなければならない。
4. 当社は、広告主の成功結果等の確定・キャンセルの状況、又は本条第3項の説明・報告に疑いがあると判断した場合、成功結果の確定・キャンセル状況を調査するため、広告主の営業所・倉庫等に対して立入調査をすることができる。
5. 広告主の成功結果等の確定・キャンセルに関して虚偽の処理又は不当な処理が判明した場合、当社は①当該処理に係る報酬及び当社所定手数料の合計の3倍に相当するペナルティ、②本条第4項の調査のために必要とした交通費、人件費等の費用、③訴訟等の裁判手続きを行った場合にはそれに関する一切の費用（弁護士費用を含む）を広告主に請求することができる。

#### 第15条 (トラッキングシステムの設定及び管理)

広告主は、自らの責任において、広告主サイト又は広告主アプリにトラッキングシステムのための設定を行い、広告主サイト又は広告主アプリの運営・管理上の一切の動作・作業により当該設定に誤りが生じないように常に管理する責任を負うものとし、広告主は、当社より通知されるトラッキングシステムの更新情報などに速やかに対応しなければならない。万一、その管理を怠ったために、トラッキングシステムの設定に誤り又はその他の不具合が生じ、その結果、成功結果の集計漏れ、損害又はその他の問題が発生した場合は、広告主の責任及び負担にてこれを解決し、当社はいかなる責任も負わないものとする。

#### 第16条 (データ通信)

1. トラッキングデータの送信は広告主の責任において行うものとする。
2. 広告主は、トラッキングデータ送受信に関し、Secure Socket Layer (SSL) 通信の使用（当社推奨）又はこれに代わる適切な方法により、情報等の漏洩防止措置を講じるものとする。

#### 第17条 (著作権・知的財産権)

1. 広告主は、本サービスにおいて著作権又はその他の知的財産権に関して問題のあるコンテンツを利用してはならない。
2. 広告主と第三者の間において、著作権又はその他の知的財産権に関する問題が生じた場合は、広告主がこれを解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとする。

#### 第18条 (秘密保持ならびに個人情報の取扱い)

1. 当社と広告主は、本契約を通じて知り得る、相手方の秘密を、相手方の事前の承認なしには一切外部に公表することはないものとする。但し、既知となっている情報は除くものとする。また、当社と広告主は、参加広告主等全般にまたがって集計された統計情報を、当該情報の主体が特定できない範囲において利用・公表できるものとする。
2. 当社は、広告主の個人情報を「個人情報保護方針」に基づき適性に取り扱い、当社が管理する広告主の個人情報は、当社が別途規定する「個人情報の取扱いについて」にしたがって利用するものとする。広告主が本規約に同意した場合、この「個人情報の取扱いについて」に同意したものとみなす。

3. 広告主は、本サービスを利用して得た又は知り得る他の会員の情報（メディアパートナー情報を含む）については個人情報保護法に関する法令等を遵守し、本サービスを利用する目的以外に使用してはならないものとする。

#### 第19条 （契約期間）

本契約は、本サービス利用開始日より1年間とするものとする。但し、契約終了日の30日前までに当事者の一方から終了する旨の通知がない限り、同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第20条 （解約）

1. 当社又は広告主は、解約を希望する日より5営業日前にメール又は書面による解約の申出をし、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、当社の定める「広告主契約基準」に照らし、広告主あるいは広告主サイト等の内容が不適切と判断した場合には、いつでも解約又は一時停止の申出をし、本契約を終了又は広告主へのサービス提供を一時停止させることができる。この場合において、当社は広告主に対して、その内容・根拠の説明を要しないものとする。

#### 第21条 （契約の解除）

1. 当社又は広告主は、相手方に下記の事由が生じた場合、催告なしに本契約を解除することができる。なお、当社は広告主に下記の事由が生じた場合、解除に代えて広告主へのサービスの提供を一時停止することができる。

- (1) 本規約内の条項を遵守しなかったとき
- (2) 破産手続開始、民事再生、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、又は任意整理に入ったとき、もしくは清算に入ったとき
- (3) 支払の停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき
- (4) 仮差押、差押もしくは競売の申立があったとき
- (5) 租税公課を滞納し督促を受け、又は保全差押を受けたとき
- (6) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

2. 本条第1項に基づき本契約が解除された場合、相手方当事者は、本契約に基づく債務についての期限の利益を失い、直ちに支払わなければならない。

#### 第22条 （精算義務）

1. 本契約が終了したときは、広告主は、終了日までの本サービス利用料金（未払いの初期費用がある場合は当該費用を含む）を支払わなければならない。また、終了日以降もキャンペーン期間中の確定された報酬があれば、別途支払わなければならない。
2. 本契約が終了した場合、当社が特に認める場合を除き、キャンペーン期間中の成功結果について終了後、30日以内に確定又はキャンセルを行わなければならない。本契約終了後30日が経過した場合又は当社が別途定める期間を経過した場合には、当社が広告主に代わって確定又はキャンセルを行うことができるものとする。
3. 本契約又はキャンペーンが広告主の事由により解除又は一時停止された場合、又は広告主について本規約第21条1項に定める事由が生じる恐れがあると当社が判断する場合は、本条第2項にかかわらず当社が広告主に代わって、直ちに確定又はキャンセルを行うことができるものとする。
4. 広告主が債務の支払を怠った場合には、自動的に保証金より相殺される。
5. 本条第4項の相殺によっても債務が残った場合には、当社は当該債務に含まれるメディアパートナーへの成果報酬の支払を停止することができるものとする。当社は、このことにより生ずるメディアパートナーからのクレーム等に対して一切責任を負わず、メディアパートナーとの交渉は直接広告主が行うものとする。

#### 第23条 （担当者との連絡）

広告主と当社との連絡は、原則として電子メールにて行われるものとする。広告主は、この連絡メールの受信を拒否できないものとする。

#### 第24条 （サービスの停止、変更、修正、追加、削除、終了）

1. 当社は、いつでもそのサービス内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとする。その内容の広告主への通知は2週間前に電子メールにて行うものとするが、緊急を要する場合はその限りではないものとする。
2. 当社は、やむをえない事情により本サービスを継続することが困難になった場合は、広告主に対する事前の通知を行ったう

えで、サービスを終了することができる。

## 第25条 (保証の制限)

1. 当社は、以下の事項の保証をしないものとする。
  - (1) 本サービスが停止することなく、問題なく運営されること。
  - (2) 本サービスに欠陥が生じた場合に、常に修復されること。
  - (3) 本サービス内にコンピュータウイルス等の破壊的構成物が存在しないこと。
  - (4) そのためのセキュリティ方法が十分に提供されていること。
  - (5) プラットフォーム提供者等が定める規約その他の条件に違反するものでないこと。
  - (6) 広告主の全ての要求に応えるものであること。
2. 当社は、第三者（メディアパートナー及びプラットフォーム提供者等を含み、以下も同様とする。）が提供したコンテンツ、又は本サービスのコンテンツにリンクする、もしくはリンクされる第三者のサイトに関し、一切責任を負わないものとする。

## 第26条 (責任の限定)

当社は、本契約に関する債務不履行あるいは、不法行為その他請求の根拠のいかんに関わらず、得べかりし利益、あらゆる種類の付随的損害、間接損害、派生的損害、及び特別損害について、責任を負わないものとする。

## 第27条 (損害賠償等)

1. 広告主の行った行為に起因して、第三者（メディアパートナーを含む。本条において以下同じ）に発生した損害に対しては、当社は何ら責任を負わないものとする。
2. 広告主が行った行為に起因して、当社に損害が発生（当社が第三者から損害賠償等を請求された場合を含む）した場合、当社は当該損失額（対応に必要な費用を含む）を広告主に請求できるものとする。

## 第28条 (権利及びライセンスの帰属)

当社や各広告主がそれぞれに本サービスに提供する、コンテンツ、技術、全てのイメージ（バナーや商標等も含む）に関する権利は、全て提供する側に帰属するものとし、他方は本サービス上の限定された範囲内でのみその利用を許可されているものとする。また、他方は一方の事前の許可なくして、それらの内容等に対して一切の修正・変更はできないものとする。

## 第29条 (商標等の使用)

1. 当社の商標等（社名、サービス名、その他のロゴマーク等を含む）の使用は、広告主が本サービスの広告主として活動するために必要な媒体（インターネット上のウェブページ、名刺、パンフレット等）への掲載に限るものとする。
2. 当社より、商標等の使用許諾を得た場合であっても、当社の裁量により使用方法等につき不相当と認められた場合には、当社は広告主に対して直ちに使用を中止するよう申し出をし、又は使用許諾の取り消しを行うことができる。

## 第30条 (地位等の譲渡)

広告主は、当社の事前の書面による同意なしに、本契約上の地位・本契約上の債権債務の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。

## 第31条 (不可抗力)

火災、停電、当局の不作為、ストライキ、疫病、暴動、戦争行為、天災、通信回線の不通及びプラットフォーム提供者等の措置等があった場合又はメンテナンス等通常必要とされる中断を伴う場合には、いずれの当事者も、本規約上の義務の履行遅滞ないし履行不能について責任を負わないものとする。

## 第32条 (遅延損害金)

広告主が、本サービス利用に関する金銭の支払義務を怠ったときは、年14パーセントの割合による遅延損害金（年365日の日割計算）を支払うこととする。

## 第33条 (届出義務)

1. 広告主は、申込書記載の住所・登記簿上の住所・会社名・代表者等の申込書記載内容に変更があった場合に、速やかに当社に届け出るものとする。

2. 広告主が本条第1項の届出を怠ったために、当社の通知又は送付された書類が延着し、又は送達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとす。

第34条 (準拠法・合意管轄)

本規約及び本契約は日本法に準拠し、本規約及び本契約に関する訴訟は、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第35条 (規約及び条件等の改訂)

1. 本規約及び条件は、当社の裁量により広告主の承諾なく随時変更・改訂を行うことができるものとし、広告主はこれを承諾するものとする。なお、当社は、本規約及び条件の変更・改訂を行った場合は、その旨電子メールにて告知するものとする。
2. 本条第1項による改訂後の本規約も、当社と広告主との間のすべての関係に適用されるものとする。

2015年6月10日制定